

むつ市
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

令和3年3月
青森県 むつ市

目 次

第1部 計画の基本事項	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の位置づけと計画期間.....	1
2 策定体制.....	3
3 基本指針の見直しについて.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く環境.....	6
1 むつ市の概況.....	6
2 障がいのある人の状況.....	7
第2部 第6期障害福祉計画	13
第1章 計画期間における成果目標の設定.....	13
1 施設入所者の地域生活への移行.....	13
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	13
3 地域生活支援拠点等の整備.....	15
4 福祉施設からの一般就労移行.....	15
5 相談支援体制の充実・強化等.....	16
6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築.....	17
第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保策.....	18
1 訪問系サービス.....	19
2 日中活動系サービス.....	20
3 居住系サービス.....	25
4 相談支援.....	27
第3章 地域生活支援事業.....	29
1 地域生活支援事業について.....	29
2 各年度のサービス見込量等.....	30
3 実施に関する考え方（見込量確保のための方策等）.....	31
第3部 第2期障害児福祉計画	35
第1章 計画期間における成果目標の設定.....	35
1 障害児支援の提供体制の整備等.....	35
第2章 障害児通所支援の見込量及び確保策.....	37
1 障害児通所支援.....	37
2 障害児相談支援.....	40
3 障害児入所支援.....	40

第4部 計画の推進.....	41
1 計画の推進体制.....	41
2 計画の推進における連携.....	42
資料編.....	43
資料1 策定委員会.....	43
1 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例.....	43
2 委員名簿.....	45
資料2 用語解説.....	46

※ 「障がい」、「障害」の表記について

障がいの「害」という漢字の表記については、法律等で規定されている名称や用語等、やむを得ないものを除き、「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

第1部 計画の基本事項

第1部 計画の基本事項

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけと計画期間

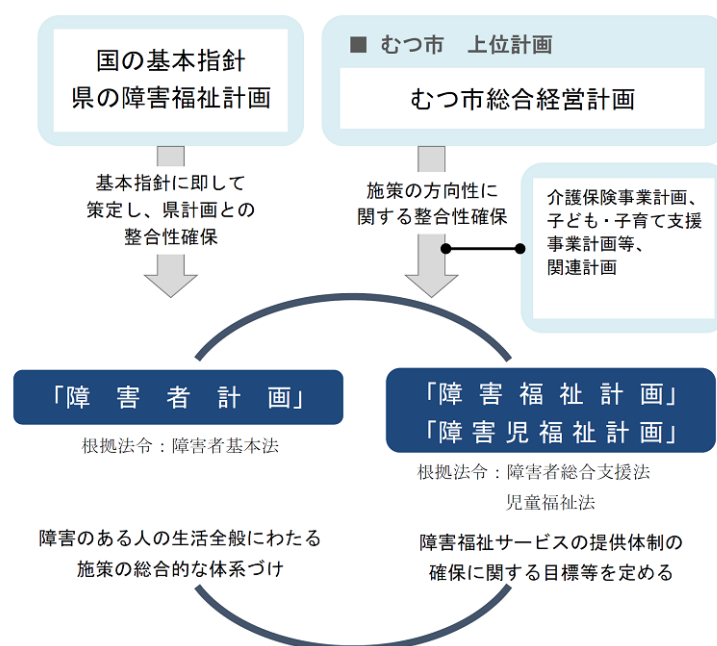
(1) 計画の位置づけ

本市では、平成30年3月に^{※1} 障害者基本法第1条第3項に基づく^{※2} 市町村障害者計画」として、「むつ市障害者計画」を策定し、総合的かつ計画的な障がい福祉施策の推進を図っております。

「むつ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「本計画」とします。）は、^{※3} 障害者総合支援法第88条に基づく^{※4} 市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく^{※5} 市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものであり、「むつ市障害者計画」の生活支援施策にかかる実施計画として位置づけられます。

本計画においては、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標値を定め、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保するとともに、本市の上位計画である「むつ市総合経営計画」や介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、他の保健福祉関連計画との整合性にも配慮します。

図表 1 計画の位置づけ



※1 障害者基本法：P. 47 参照

※2 市町村障害者計画：P. 47 参照

※3 障害者総合支援法：P. 47 参照

※4 市町村障害福祉計画：P. 47 参照

※5 市町村障害児福祉計画：P. 47 参照

[計画の対象者]

- 本計画における「障がい者」の概念は、障害者基本法（第2条 第1項）に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、^{※1} 難病等、^{※2} 発達障がい、^{※3} 高次脳機能障がいなど、障がい者手帳の有無に関わらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。
- ^{※4} 共生社会の実現のため、すべての市民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障がいのある人」自身ですが、全市民を対象とします。

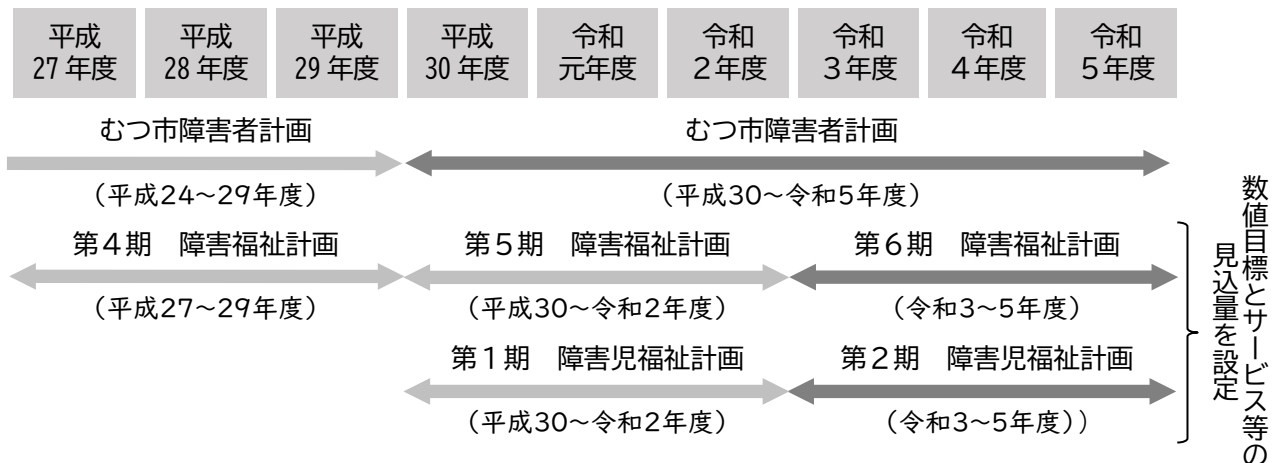
[市政における位置づけ]

- 本市は「むつ市総合経営計画」に掲げる障害者福祉の充実のなかの目指す姿として“障がい者が気軽に相談でき、助言を受けることができる相談支援体制が充実し、障がいに対する理解促進と福祉環境の整備がなされ、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会”の実現に向けて取り組んでいきます。
- その他に関連する、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、本市の保健福祉関連計画との整合性にも配慮します。
- 「障害者計画」においては、障がい者制度の動向を踏まえ、障がい者施策の基本的な考え方を盛り込むとともに、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」においては、「必要な人に必要なサービスが提供され、持続可能なサービス提供体制を維持する」ことを目指します。

(2) 計画期間

「障害者計画」については、平成30年度から令和5年度までの6か年の中間年度となり、本計画については、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定します。

図表 2 計画の期間



※1 難病等:P. 49 参照

※2 発達障がい : P. 49 参照

※3 高次脳機能障がい : P. 46 参照

※4 共生社会 : P. 46 参照

図表 3 (参考) 障害福祉計画期間ごとの取組

第1期計画期間 平成18～20年度 (2006～2008)	第2期計画期間 平成21～23年度 (2009～2011)	第3期計画期間 平成24～26年度 (2012～2014)	第4期計画期間 平成27～29年度 (2015～2017)	第5期計画期間 平成30～令和2年度 (2018～2020)	第6期計画期間 令和3～令和5年度 (2021～2023)
平成23年度(2011)を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度(2014)を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度(2017)を目標として、第4期障害福祉計画を作成	基本指針を踏まえ、令和2年度(2020)を目標として、第5期障害福祉計画を作成 障がい児についても、基本指針に即して第1期障害児福祉計画を作成	基本指針を踏まえ、令和5年度(2023)を目標として、第6期障害福祉計画を作成 障がい児についても、基本指針に即して第2期障害児福祉計画を作成

2 策定体制

(1) ヒアリングシートによるサービス提供事業所等の意向把握

本計画策定の基礎資料として、サービス提供事業所や保育園、小中学校等を対象に「ヒアリング調査」を実施しました。

(2) むつ市^{※1}地域自立支援協議会による計画の審議

本計画は、「むつ市地域自立支援協議会」(以下「地域自立支援協議会」という。)において、第5期障害福祉計画の進捗状況の結果等に基づき、内容を検討し計画へ反映しました。

(3) 策定委員会による審議

本計画の策定は、保健関係者、医療関係者、福祉関係者及び学識経験者で構成する「むつ市障害福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)」を3回開催し、審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見を募集しました。

※1 地域自立支援協議会：P.48 参照

3 基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示が告示されました。

項 目	国が示す成果目標
成果目標（1） 福祉施設の入所者の 地域生活への移行 （継続）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
成果目標（2） 精神障害にも対応 した地域包括ケア システムの構築 （継続・拡充）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。 ◆精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。（都道府県が設定） ◆令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。（都道府県が設定） ◆入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。（都道府県が設定）
成果目標（3） 地域生活支援拠点 等が有する機能の 充実 （継続）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
成果目標（4） 福祉施設から一般 就労への移行等 （継続）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上）。 ◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項 目	国が示す成果目標
成果目標（5） 障害児支援の提供体制の整備等 （継続）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、^{※1}児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
成果目標（6） 相談支援体制の充実・強化等 （新規）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
成果目標（7） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 （新規）	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

※ 計画期間における各成果目標については、P13からの「第2部 第6期障害福祉計画」、P35からの「第3部 第2期障害児福祉計画」を参照のこと。

※1 児童発達支援センター：P.5 参照

第2章 障がいのある人を取り巻く環境

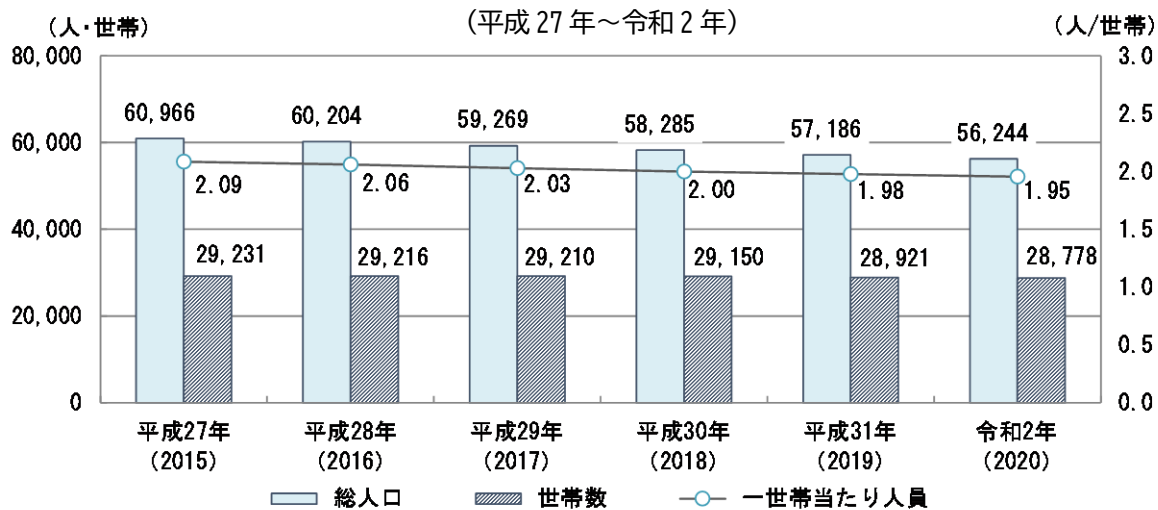
1 むつ市の概況

(1) 住民基本台帳による人口・世帯推移

平成27年以降の住民基本台帳における本市の人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和2年では、56,244人、年平均で約944人減少しています。

また、世帯数についても令和2年で28,778世帯と減少しており、一世帯当たりの人員についても1.95人となっています。

図表4 人口・世帯の推移
(平成27年～令和2年)



(単位：人・世帯・%)

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	60,966	60,204	59,269	58,285	57,186	56,244
3 区 分 別	15歳未満	7,258	7,075	6,783	6,520	6,022
	15～64歳	36,399	35,395	34,477	33,412	31,552
	65歳以上	17,309	17,734	18,009	18,353	18,670
世帯数	29,231	29,216	29,210	29,150	28,921	28,778
一世帯当たり人員	2.09	2.06	2.03	2.00	1.98	1.95
高齢化率	28.4	29.5	30.4	31.5	32.4	33.2

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 産業構造

本市は、商業・サービス業の第3次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第1次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

なお、国勢調査による本市(全体)の産業別(3区分)就業人口は、次のとおり各産業ともに減少しています。

図表 5 産業構造
(平成2年～平成27年)

(単位：人)

区 分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就 業 者 数	30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565
第1次産業	3,532	2,771	2,007	1,900	1,521	1,386
第2次産業	7,574	8,623	8,286	6,293	5,831	5,591
第3次産業	19,879	21,233	21,116	20,365	19,757	19,002
分類不能	9	4	9	274	509	586

※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。 資料：国勢調査

2 障がいのある人の状況

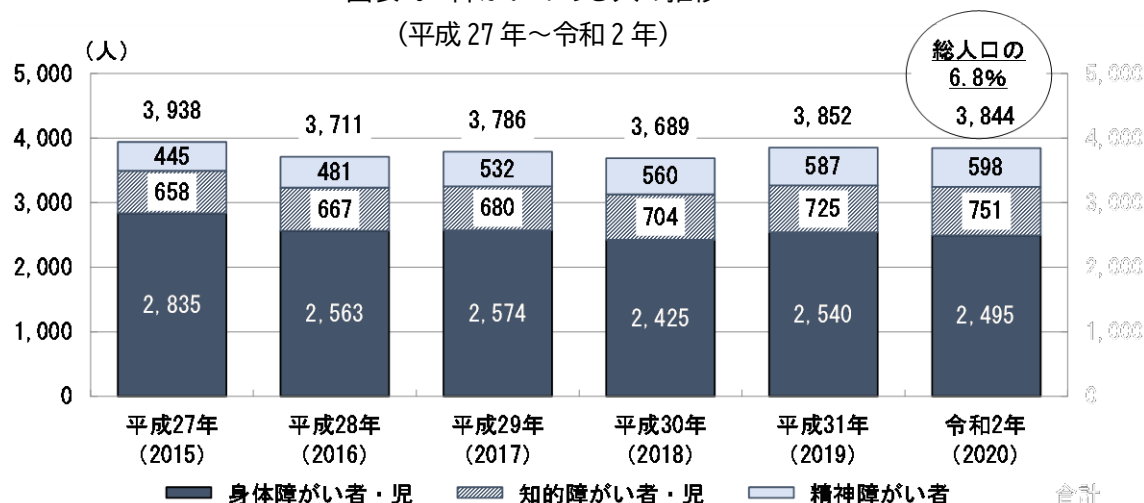
(1) 手帳所持者の状況

本市の障がい者(児)数の状況を、平成27年以降の手帳所持者数の推移からみると、令和2年は3,844人(重複含む)の方が手帳を所持しています。

障がい別にみると各障がいともに18歳以上の方が多く、特に身体障がいのある人では9割を占めているほか、知的障がい、精神障がいのある人が増加しています。

なお、参考までに令和2年における住民基本台帳の総人口に占める障がい手帳所持者の割合は、6.8%となっています。

図表 6 障がいのある人の推移
(平成27年～令和2年)



資料：障がい福祉課(各年3月末現在)

(単位：人)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)
身体障がい者・児	2,835	2,563	2,574	2,425	2,540	2,495
18 歳未満	51	52	54	52	51	50
18 歳以上	2,784	2,511	2,520	2,373	2,489	2,445
知的障がい者・児	658	667	680	704	725	751
18 歳未満	114	121	127	134	141	132
18 歳以上	544	546	553	570	584	619
精神障がい者・児	445	481	532	560	587	598
18 歳未満	7	9	9	8	13	17
18 歳以上	438	472	523	552	574	581
合 計	3,938	3,711	3,786	3,689	3,852	3,844

資料：障がい福祉課（各年 3 月末現在）

手帳所持者以外にも精神疾患により、通院による治療を受けている人や難病患者等で治療を受けている人のほか、近年では心身の発達に偏りや心配のある子ども等、障がいの範囲の拡大とともに、様々な配慮や支援が求められています。

① 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）認定者数は、年々増加傾向にあり、令和 2 年 3 月末日現在は 956 人となっています。

図表 7 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
(平成 27 年～令和 2 年)

(単位：人)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)
精神通院医療対象者	784	808	824	903	1,038	956

資料：障がい福祉課（各年 3 月末現在）

② 難病等

本市における難病患者等は年々増加傾向にあり、令和 2 年 3 月末日現在の特定医療受給者数は 361 人、小児慢性特定疾病医療受給者数は 63 人となっています。

図表 8 難病等のある人の推移
(平成 27 年～令和 2 年)

(単位：人)

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)
特定医療受給者	408	451	454	371	357	361
小児慢性特定疾病医療受給者	52	57	59	55	58	63

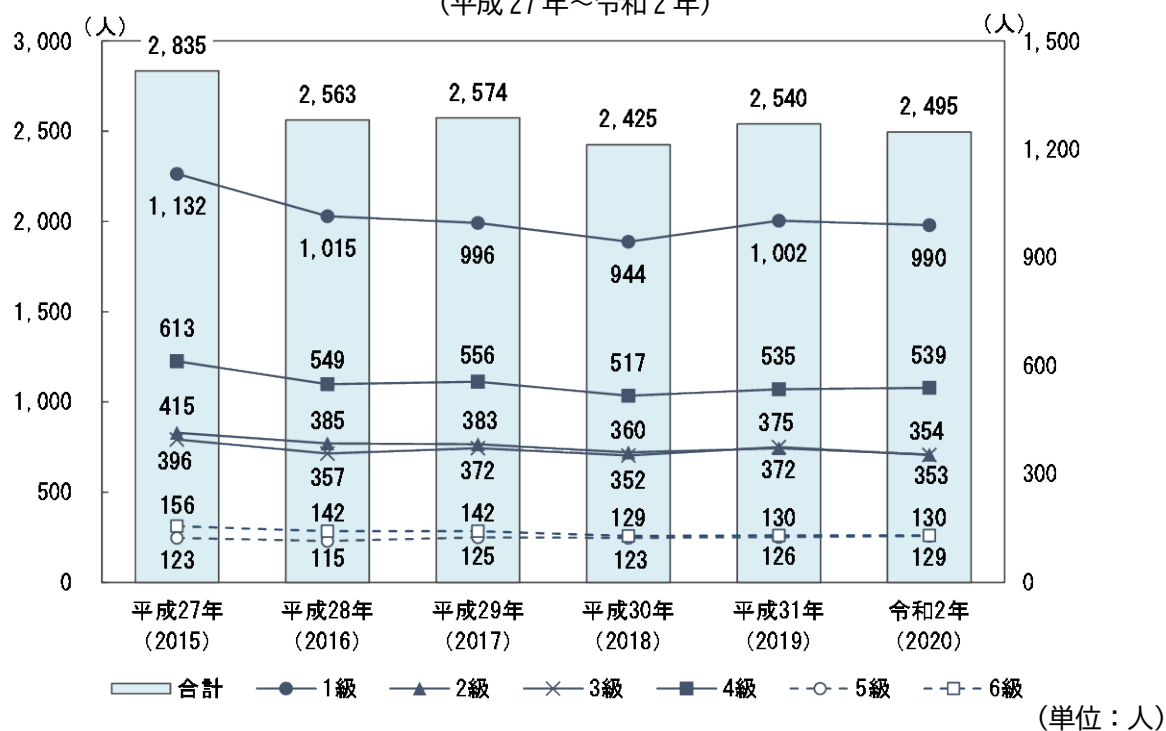
資料：むつ保健所（各年 3 月末現在）

(2) 身体障がいのある人

本市の※1 身体障害者手帳所持者の推移をみると、各年で増減がみられ、令和2年3月末現在の手帳所持者数は2,495人となっています。

令和2年の手帳の等級別では1級が最も多く、障がいの種類別では、肢体不自由が1,240人で身体障がいのある人全体の約半数を占めています。

図表9 身体障がいのある人の推移
(平成27年～令和2年)



区分		平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
等級別	1級	1,132	1,015	996	944	1,002	990
	2級	415	385	383	360	372	354
	3級	396	357	372	352	375	353
	4級	613	549	556	517	535	539
	5級	123	115	125	123	126	129
	6級	156	142	142	129	130	130
種類別	視覚障害	159	136	135	127	132	120
	聴覚・平衡機能障害	204	188	191	179	185	179
	音声・言語・そしゃく機能障害	32	29	30	29	30	32
	肢体不自由	1,483	1,342	1,343	1,241	1,250	1,240
	内部障害	957	868	875	849	943	924
合計	2,835	2,563	2,574	2,425	2,540	2,495	

資料：障がい福祉課（各年3月末現在）

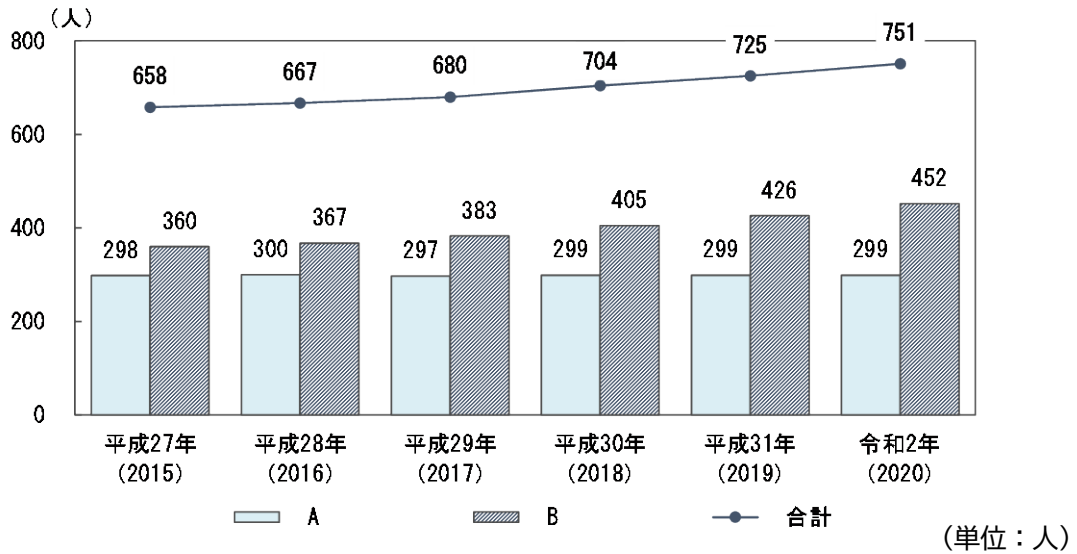
※1 身体障害者手帳：P.47 参照

(3) 知的障がいのある人

本市の※¹愛護手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和2年3月末日現在の手帳所持者数は751人となっています。

障がい程度別にみると、令和2年の判定別では、重度であるA判定の方が299人、B判定の方が452人となっています。

図表 10 知的障がいのある人の推移
(平成27年～令和2年)



区 分	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)
A	298	300	297	299	299	299
B	360	367	383	405	426	452
合計	658	667	680	704	725	751

資料：障がい福祉課（各年3月末現在）

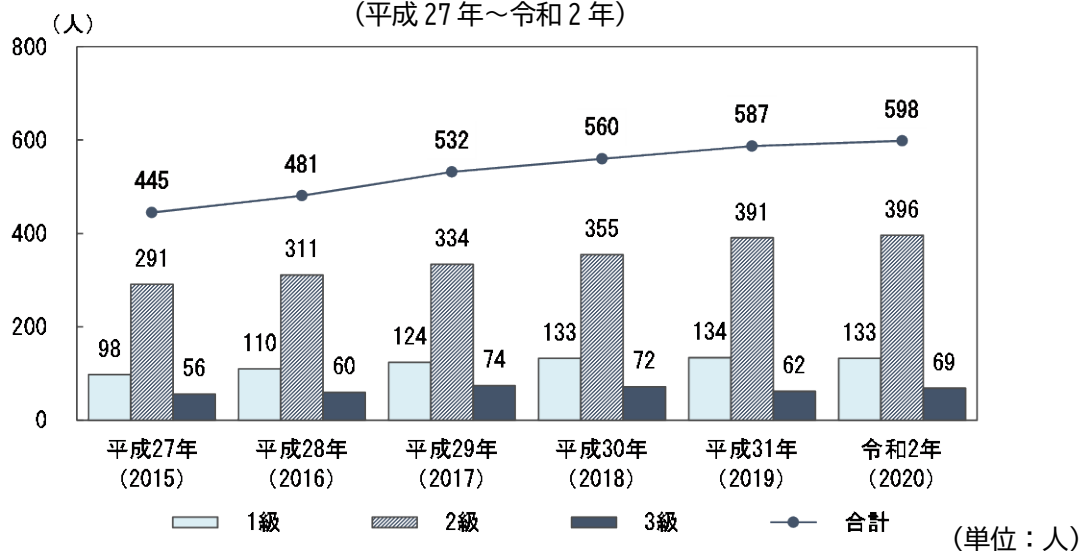
※¹愛護手帳：P.46 参照

(4) 精神障がいのある人

本市における※1精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、令和2年3月末日現在の手帳所持者数は598人となっています。

手帳の等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和2年では396人となっています。

図表 11 精神障がいのある人の推移
(平成27年～令和2年)



区 分	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)
1級	98	110	124	133	134	133
2級	291	311	334	355	391	396
3級	56	60	74	72	62	69
合計	445	481	532	560	587	598

資料：障がい福祉課（各年3月末現在）

※1 精神障害者保健福祉手帳：P.47 参照

(5) 障害支援区分認定件数

障害福祉サービスを利用する際に必要となる障害支援区分は、障がいの特性や心身の状態によって必要な支援の度合いを示すもので、区分1から6まであり、数字が大きくなるにつれ支援の度合いが高いと判断されています。

令和2年3月末の障害支援区分認定者数は526人となっており、支援の度合いが一番高い区分6の認定者が125人となっています。

図表 12 障害支援区分認定件数
(平成27年～令和2年)

(単位：件・人・%)

区 分	年度別区分認定件数						令和元年度末 (2019) 区分認定者	
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	人数	割合
区分1	2	7	3	4	2	1	4	0.8
区分2	40	49	48	44	52	36	100	19.0
区分3	39	49	39	39	55	49	113	21.5
区分4	33	46	32	43	41	26	95	18.1
区分5	25	29	28	34	33	37	89	16.9
区分6	43	48	39	44	53	42	125	23.7
合計	182	228	189	208	236	191	526	100.0

資料：障がい福祉課（各年3月末現在）

第2部 第6期障害福祉計画

第2部 第6期障害福祉計画

第1章 計画期間における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画の最終年度である令和5年度を目標年度とした成果目標を掲げます。

1 施設入所者の地域生活への移行

本市では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

また、地域移行にあたっては、共生社会の実現に向けて、地域における居住の場となる共同生活援助（グループホーム）の充実を図るほか、各サービス提供事業所と連携し、必要なサービスの提供、個別支援による地域生活への移行の促進、地域生活の基盤整備に努めます。

項目	目標	国の基本指針による考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	149人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数 (B)	146人	令和5年度末時点の利用見込者数
【目標値】 施設入所者の削減見込み (A-B)	3人 (2%)	令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上 (149人×1.6% ≒ 3人以上)削減
【目標値】 地域生活移行者数	9人 (6%)	令和元年度末の施設入所者数の6%以上 (149人×6% ≒ 9人以上)を地域生活へ移行

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す国の政策理念を踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

本市においては、地域自立支援協議会の中に協議の場を設置し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場の設置	設置	市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、令和5年度末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。
【目標値】 開催回数	1回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	20人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障がい者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、過去の利用実績から、入院中の精神障がい者が地域移行するために必要なサービス利用を次のとおり見込みます。

[第6期見込量の設定]

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	見込量推計の考え方
精神障害者の 地域移行支援利用者数	2人	2人	2人	過去の利用実績から推計した全体的見込量のうち、精神科病院からの退院等での利用を見込みます。
精神障害者の 地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	過去に利用実績はありませんが、精神科病院からの退院等での利用を見込みます。
精神障害者の 共同生活援助利用者数	22人	24人	26人	過去3年間の精神障害者の利用状況から、令和元年度末利用者数20人を元に見込みます。
精神障害者の 自立生活援助利用者数	1人	1人	1人	地域に事業所がない状況ですが、宿泊型自立訓練利用後や退院後ひとり暮らしをする方の利用を各年度1人で見込みます。

3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、地域において医療、福祉、相談等の機能を分担する「面的整備」として見込みます。整備にあたっては、令和3年度から地域の状況把握に努め、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ整備について検討し、令和5年度末までの整備を目指します。

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	体制を整備	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討すること。
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

4 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、一般就労や雇用支援策の理解促進、就労の場の開拓に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、本市の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(1) 一般就労への移行

項目	目標		国の基本指針による考え方
令和元年度の 一般就労移行者数	2人 (B型利用者)		令和元年度に一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度末の 一般就労移行者数	全体	5人	令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上(2人×1.27 ≒ 3人以上)
	就労移行支援	1人	令和5年度末までに令和元年度実績の1.30倍以上(0人×1.30 ≒ 1人以上)
	就労継続支援A型	1人	令和5年度末までに令和元年度実績の1.26倍以上(0人×1.26 ≒ 1人以上)
	就労継続支援B型	3人	令和5年度末までに令和元年度実績の1.23倍以上(2人×1.23 ≒ 3人以上)

(2) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 令和5年度末の 就労定着支援事業 利用者数	2人	令和元年度末において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上 (2人×7割 ≒ 2人以上)
【目標値】 令和5年度末の 就労定着率8割以上の 事業所数	1事業所	令和5年度末までに全体の7割以上とすること。

5 相談支援体制の充実・強化等

本市において、総合的・専門的な相談支援を実施するため、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることを目標とします。

なお、相談支援体制の充実・強化にあたっては、相談支援事業所と随時連携し、適切な指導・助言を行い、人材育成等への必要な支援を通じて、相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、発達障がいの方の相談が増加していることに伴い、^{※1}ペアレントトレーナーとして活動できる人材の育成や支援に取り組むなど、発達障がい者への支援体制の充実に努めます。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 総合的・専門的な 相談支援の実施	実施	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

(2) 地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化

項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 専門的な指導・助言	実施	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成への支援、相談機関との連携強化への取組を実施する体制を確保
【目標値】 人材育成の支援		
【目標値】 地域の相談機関との連携 強化の取組の実施		

※1 ペアレントトレーナー：P.49 参照

6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本市の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくするための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

また、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を図り、障害福祉サービス等の適正な給付と質の向上に努めます。

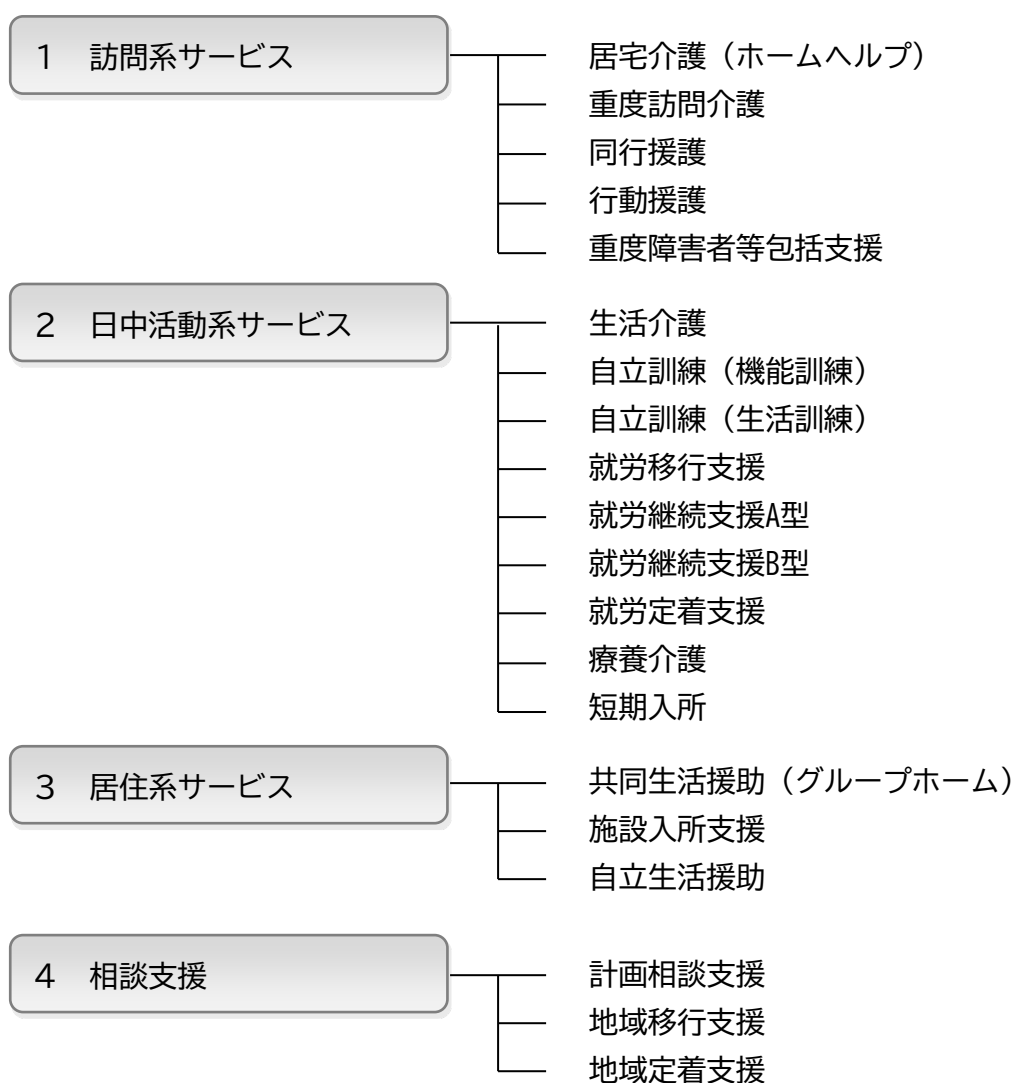
項目	目標	国の基本指針による考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	実施	令和5年度末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有		
【目標値】 指導監査結果の 関係市町村との共有		

第2章 障害福祉サービスの見込量及び確保策

本市は、令和5年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」・「相談支援（サービス利用計画作成）」の4つに分けることができます。

図表 13 障害福祉サービス



自立支援給付によって行われる、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の障害福祉サービス及び相談支援について、計画期間における事業量の見込みの考え方、見込量、確保策を、次のページより示します。

1 訪問系サービス

●● サービス概要 ●●

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスです。

事業名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

●● 第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込量の設定 ●●

- 第5期においては利用者数は計画値を上回る利用となっていますが、利用時間は増加傾向にあるものの、計画値を下回る利用となっています。
- 第6期においては、平均的な利用人数を140人とし、地域移行者の利用増を含めて見込みます。時間分については、1人当たりの利用時間を15.5時間分として設定します。
 $(見込量:時間分) = (推計利用者数) \times 15.5時間$

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績・見込み	141	143	143	143	145	145
	第5期計画値	119	127	134			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績・見込み	2,153	2,196	2,217	2,217	2,248	2,248
	第5期計画値	2,558	2,730	2,881			

※実績は各年度3月末

●● 事業量の確保に向けた方策 ●●

- 利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズがさらに増えることから、引き続き既存のサービス提供事業所でのサービス提供状況を確認し、関係機関と連携しながら見込量を確保します。

- 質の高いサービスが提供できるよう、利用者及び家族とのコミュニケーションに配慮し、
※1 同性介助や障がい特性を理解できるヘルパーの育成とともに、ヘルパーの不足を補完する支援体制を検討する等、計画期間の事業量に合ったホームヘルパーの確保に努めます。

2 日中活動系サービス

●● サービス概要 ●●

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練・介助のほか、在宅での介護者の※2レスパイトに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となっています。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいや有する人が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいや有する人が、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者に対し、職場への定着や就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

●● 第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込量の設定 ●●

(1) 生活介護

- 第5期においては、利用者数は計画値を上回る一方で、日数は計画値を下回る推移となっており、見込みよりも1人当たりの利用が少ない状況がみられます。
- 第6期においては、第5期と同程度の利用増を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を20日として設定しています。
(見込量：人日分) = (推計利用者数) × 20日

※1 同性介助：P. 48 参照

※2 レスパイト：P. 50 参照

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
生 活 介 護	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	233	233	236	239	242	245
	第5期計画値		218	225	232			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	4,144	4,258	4,720	4,780	4,840	4,900
	第5期計画値		4,796	4,950	5,104			

※実績は各年度3月末

(2) 自立訓練（機能訓練）

- 第5期における利用者はみられず、現在も利用がない状況です。そのため、第6期における利用見込みも0人と設定しますが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めることとします。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第5期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第5期計画値		0	0	0			

※実績は各年度3月末

(3) 自立訓練（生活訓練）

- 標準利用期間があるため、第5期においてはほぼ横ばいで推移しています。
- 第6期計画期間においても同様の推移を見込みますが、各年度に養護学校卒業生等の新規利用の増加を含めて見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を15日として設定しています。

$$(\text{見込量:人日分}) = (\text{推計利用者数}) \times 15 \text{日}$$

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	33	34	34	35	35	35
	第5期計画値		21	22	23			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	403	379	510	525	525	525
	第5期計画値		420	440	460			

※実績は各年度3月末

(4) 就労移行支援

- 標準利用期間があるため、第5期においては利用者数はほぼ横ばいで推移しています。
- 第6期においても同様の推移を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を15日として設定しています。

$$(\text{見込量:人日分}) = (\text{推計利用者数}) \times 15\text{日}$$

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就労移行支援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	17	17	17	17	17	17
	第5期計画値		17	17	17			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	133	150	255	255	255	255
	第5期計画値		374	374	374			

※実績は各年度3月末

(5) 就労継続支援（A型）

- 第5期においては利用者には増減がありますが、日数は計画値をやや上回る推移がみられます。
- 第6期においては、ほぼ横ばいでの推移を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を20日として設定しています。

$$(\text{見込量:人日分}) = (\text{推計利用者数}) \times 20\text{日}$$

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就労継続支援 (A型)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	35	33	36	35	35	35
	第5期計画値		25	25	26			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	497	556	720	700	700	700
	第5期計画値		550	550	572			

※実績は各年度3月末

(6) 就労継続支援（B型）

- 第5期において、利用者は増加傾向にあります。
- 第6期計画期間においても養護学校卒業生を含めて、毎年10人程度の利用増を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を20日として設定しています。

$$(\text{見込量:人日分}) = (\text{推計利用者数}) \times 20\text{日}$$

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
就労継続支援 (B型)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	190	206	215	226	236	246
	第5期計画値		175	180	185			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	3,167	3,446	4,300	4,520	4,720	4,920
	第5期計画値		3,850	3,960	4,070			

※実績は各年度3月末

(7) 就労定着支援

- 第5期においては平均して2人の利用があり、計画値をやや下回る推移となっています。
- 第6期においては毎年、一般就労移行者2人の利用を見込みます。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
就労定着支援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	—	2	2	2	2	2
	第5期計画値		—	3	3			

※実績は各年度3月末

(8) 療養介護

- 第5期においては平均して13人の利用があり、計画通りの利用となっています。
- 第6期においては現在利用している13人の継続利用を見込みます。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
療 養 介 護	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	13	13	13	13	13	13
	第5期計画値		13	13	13			

※実績は各年度3月末

(9) 短期入所（福祉型・医療型）

[福祉型]

- 第5期の福祉型の利用者数には増減がみられますが、計画値を上回る利用となっています。
- 第6期においては過去の平均利用者数で見込みます。人日分については、過去3年間の利用状況から1人当たりの利用日数を3日として設定しています。
(見込量:人日分) = (推計利用者数) × 3日

[医療型]

- 医療型については、第5期の利用はありませんが、介護者の高齢化等により利用が見込まれることから、各年度の利用者を1人、1人当たりの利用日数を3日として設定しています。
(見込量:人日分) = (推計利用者数) × 3日

項 目	単 位	第5期			第6期			
		平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	
短 期 入 所 (福 祉 型)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	57	48	50	50	50	50
	第5期計画値		25	26	28			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	171	139	150	150	150	150
	第5期計画値		175	182	196			
短 期 入 所 (医 療 型)	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
	第5期計画値		2	2	2			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0	3	3	3
	第5期計画値		10	10	10			

※実績は各年度3月末

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供や、利用しやすくするための支援に努めます。
- 就労移行が実現できるよう、サービス提供事業所や関係機関等と連携した就労相談、就労支援を引き続き実施します。
- 自立訓練（機能訓練）や療養介護、医療型短期入所については、市内に事業所がないことから、サービス提供にあたっては広域的な調整によるサービス提供事業所の確保に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、引き続き必要と思われる量の確保に努めます。

3 居住系サービス

●● サービス概要 ●●

住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取組であり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

●● 第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込量の設定 ●●

(1) 共同生活援助（グループホーム）

- 第5期の利用者数は増加傾向で推移しています。
- 第6期においては、地域移行に向けての体験利用者など、毎年3人程度の増を見込みます。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
共同生活援助	実績・見込み	74	78	80	83	86	89
	第5期計画値	66	70	72			

※実績は各年度3月末

(2) 施設入所支援

- 第5期における利用者数は、減少しています。
- 第6期においては障害者支援施設入所者の地域生活への移行を踏まえ、令和5年度の入所者数を146人とします。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
施設入所支援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	158	154	153	148	147	146
	第5期計画値		152	151	149			

※実績は各年度3月末

(3) 自立生活援助（新規）

- 現在、利用者はおらず、地域に事業所がない状況ですが、障害者支援施設や宿泊型自立訓練から、ひとり暮らしへの移行者を各年度1人で見込みます。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自立生活援助	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
	第5期計画値		2	2	2			

※実績は各年度3月末

●● 事業量の確保に向けた方策 ●●

- 共同生活援助（グループホーム）については、地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後や介護者の高齢化・疾病等により、介護する方のいない障がい者の生活の場として、必要性が高まることも予想されるため、成果目標である地域生活支援拠点等の整備とともに、引き続き計画的な整備及び提供に努めます。
- 施設入所支援については、共同生活援助（グループホーム）での対応が困難な方や、障がいの特性により介護保険施設での対応が困難な方等、真に施設を必要とする方に対し適切なサービスが提供されるよう、入所者の意向に配慮しつつ、計画期間の成果目標を視野に入れながら、サービス提供事業所とも連携し、必要量を確保します。

4 相談支援

●● サービス概要 ●●

障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者又はその保護者が、対象となるサービスを適切に利用できるよう、障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘察し、計画期間においてすべてのサービス利用者へサービス利用計画を作成します。

また、地域への移行、定着にあたっては、住まいの確保や障害福祉サービスの提供等について、総合的に取り組むことが重要であるため、関係機関や地域自立支援協議会と連携して、適切な^{※1}ケアマネジメントを実施し、個々のサービス利用者の^{※2}生活の質(QOL)の向上を図ります。

事業名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証(※3モニタリング)計画の見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援)	<p>○地域移行支援 障害者支援施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。</p> <p>○地域定着支援 施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。</p>

●● 第5期のサービスの利用状況・第6期のサービス見込量の設定 ●●

(1) 計画相談支援

- 第5期においては各年度で利用の増減がみられますが、毎年新規利用者50人程度に対し、利用終了者15人程度で推移しています。
- 第6期においては過去の増加件数の推移から、毎年20人程度の増を見込みます。

項目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
計画相談支援	実績・見込み	613	608	620	640	660	680
	第5期計画値	570	580	590			

※実績、見込値(第6期)は、各年度のサービス利用者(年間実利用人数)

※1 ケアマネジメント：P.46 参照

※3 モニタリング：P.49 参照

※2 生活の質(QOL)：P.48 参照

(2) 地域移行・地域定着支援

- 地域移行支援については、過去3年間の利用実績から各年度3人で見込みます。
- 地域定着支援の利用実績はありませんが、障害者施設等や精神科病院から退所・退院した方等、2人の利用を見込みます。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
地域移行支援	実績・見込み	実利用者数 (実人/年)	1	4	4	3	3	3
	第5期計画値		6	6	6			
地域定着支援	実績・見込み	実利用者数 (実人/年)	0	0	0	2	2	2
	第5期計画値		6	6	6			

※実績は各年度3月末

●● 事業量の確保に向けた方策 ●●

- 障がい者の適切な障害福祉サービスの利用や円滑な地域生活移行、定着を支援するために、相談支援専門員の確保や地域生活支援者の把握に努めます。
- 地域生活支援者の把握にあたっては、※1 特別支援学級、※2 特別支援学校等の卒業生や地域移行予定者、ひとり暮らしの方等の情報収集に努め、支援対象者への利用啓発を図るとともに、個人の状況に応じて、適切な相談支援が提供できるよう、地域自立支援協議会、関係機関等が連携し、支援体制の整備と充実を図ります。

※1 特別支援学級：P.48 参照

※2 特別支援学校：P.48 参照

第3章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の^{※1}地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 14 本市で実施する地域生活支援事業の概要

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。 ○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	^{※2} 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	^{※3} 手話通訳者・ ^{※4} 要約筆記者の派遣事業、手話通訳員の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付又は貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。

^{※1} 地域資源：P. 48 参照

^{※3} 手話通訳者：P. 47 参照

^{※2} 成年後見制度：P. 48 参照

^{※4} 要約筆記者：P. 49 参照

種別	事業名	内 容
必須事業	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
その他の事業	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給する事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
	自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業です。

2 各年度のサービス見込量等

本市における各年度のサービス見込量等は、次のとおりとします。

図表 15 地域生活支援事業の見込量等

事業名	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数
(1) 理解促進・研修啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	4 か所		4 か所		4 か所	
基幹相談支援センター	無		無		無	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業	実施		実施		実施	
(4) 成年後見制度利用支援事業	2 人		2 人		2 人	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	未実施	—	未実施	—	未実施	—
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	10 人		10 人		10 人	
② 手話通訳者設置事業	1 人		1 人		1 人	
(7) 日常生活用具給付等事業 * 総給付等見込件数	給付等見込件数 1,547 件		給付等見込件数 1,547 件		給付等見込件数 1,547 件	
① 介護・訓練支援用具	8 件		8 件		8 件	
② 自立生活支援用具	7 件		7 件		7 件	

事業名	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数
③ 在宅療養等支援用具	7件		7件		7件	
④ 情報・意思疎通支援用具	3件		3件		3件	
⑤ 排泄管理支援用具	1,520件		1,520件		1,520件	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件		2件		2件	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	20人		20人		20人	
(9) 移動支援事業	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数	実利用 見込者数	延べ利用 見込時間数
	15人	250時間	15人	250時間	15人	250時間
(10) 地域活動支援センター事業	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数	実施見込 か所数	実利用 見込者数
	2か所	70人	2か所	70人	2か所	70人
(11)-① 福祉ホーム事業	4人		4人		4人	
(11)-② 訪問入浴サービス事業	10人		10人		10人	
(11)-③ 更生訓練費給付事業	0人		0人		0人	
(11)-④ 日中一時支援事業	35人		35人		35人	
(11)-⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業	2人		2人		2人	

3 実施に関する考え方（見込量確保のための方策等）

(1) 理解促進・研修啓発事業

共生社会の実現のため、市民に対して障がい者等に対する理解を深めてもらえるよう、今後も市内の催事場を活用した相談会を継続していきます。

また、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域等による自発的な取組を支援します。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動に対し、補助金交付を通じた支援に努めます。

また、※¹ペアレントトレーニングや、※²ピアサポートなどの活動への協力支援を行うなど、地域で生活する障がい者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、支援の継続に努めます。

※¹ペアレントトレーニング：P.49 参照

※²ピアサポート：P.49 参照

(3) 相談支援事業

相談支援事業については、市内4か所において事業を実施します。

なお、基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業の委託事業所で同等の機能を備えていることから、未設置とします。

事業実施にあたっては、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、どこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な方について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、^{※1}日常生活自立支援事業(あつぷるハート)等の活用等を含めた支援体制を整えます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

(6) 意思疎通支援事業

福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場で支援を提供していく必要があるため、手話通訳員を設置・派遣するほか、登録手話通訳者を派遣します。

また、県内他市と連携し、広域的な派遣に対応します。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、平成30年度～令和2年度の実績と、地域移行による在宅生活者の増を見込み、利用量を確保します。

また、利用促進に向けて相談支援事業や広報おつなどを通じて事業の周知を図り、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

^{※1} 日常生活自立支援事業：P. 49 参照

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市内での講座開催を継続し、講座受講者の確保と養成に努め、聴覚障がい者のコミュニケーション支援体制の拡充に努めます。

(9) 移動支援事業

移動支援事業については、障がいの特性やニーズの拡大、地域移行に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報むつなどを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、引き続き実施事業所との協力、連携に努めるとともに、相談支援事業や広報むつなどを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

(11) その他の事業（任意事業）

任意事業についても、各事業の対象となる障がいの特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じた事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

第3部 第2期障害児福祉計画

第3部 第2期障害児福祉計画

第1章 計画期間における成果目標の設定

本市では、国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画の最終年度となる令和5年度を目標年度とした成果目標として、次のとおり障害児支援の提供体制の充実を図ります。

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

市内事業所及び関係機関等と連携を図りながら、令和5年度末までに、本市、又は圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなり、本市では既に令和元年度から設置しています。

項目	目標	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所設置済	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

市内事業所及び関係機関等と連携を図りながら、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなり、本市では令和元年度から実施しています。

項目	目標	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所設置済	令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、令和元年度より受け入れが可能となった事業所がありますが、医療との連携を図りながら、事業の継続を支援していきます。

項目	目標	国の基本指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所設置済	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場を設置することとなり、本市では既に令和元年度から設置しています。

引き続き、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

項目	目標	国の基本指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置済	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和5年度末までに、2名配置します。

項目	目標	国の基本指針による考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	2人	上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[第2期見込量の設定]

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	2人	2人

第2章 障害児通所支援の見込量及び確保策

第2期計画期間（令和3年度～令和5年度）のサービス見込量の算定にあたっては、第1期計画期間（平成30年度～令和2年度）のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援

●● サービス概要 ●●

障害児通所支援は、事業所への通所等により基本的な動作や、生活能力向上のための訓練の場を提供するサービスです。

事業名		内容
放課後等デイサービス		就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会交流の機会を提供します。
児童発達支援	児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●● 第1期のサービスの利用状況・第2期のサービス見込量の設定 ●●

(1) 放課後等デイサービス

- 第1期の利用は増加傾向にありますが、利用者の年齢により年度ごとに増減が見込まれます。また、児童発達支援からの移行者も予測されます。
- 第2期においては、平均利用者数を75人とし、各年度に児童発達支援からの移行分等の増を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を15日として設定します。
(見込量：人日分) = (推計利用者数) × 15日

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
放課後等デイサービス	実績・見込み	62	75	78	84	95	98
	第1期計画値	56	65	65			

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	824	906	1,170	1,260	1,425	1,470
	第1期計画値		1,120	1,300	1,300			

※実績は各年度3月末

(2) 児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

[児童発達支援]

- 第1期における利用者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 第2期の利用者数は、放課後等デイサービスへの移行もあることから平均利用者数を38人とし、各年度に10人の増を見込みます。人日分については、1人当たりの利用日数を10日として設定します。

$$(\text{見込量:人日分}) = (\text{推計利用者数}) \times 10 \text{日}$$

[医療型児童発達支援]

- 令和2年度から利用者がいない状況ですが、各年度に1人の利用を見込み、人日分については3日を見込みます

[居宅訪問型児童発達支援]

- これまで利用実績はなく、地域に事業所がない状況です。そのため、計画期間における見込みも0人と設定しますが、利用希望者があった際には、相談対応に努めることとします。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
児 童 発 達 支 援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	30	47	48	48	48	48
	第1期計画値		20	20	20			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	126	222	480	480	480	480
	第1期計画値		200	200	200			
医 療 型 児 童 発 達 支 援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	1	1	0	1	1	1
	第1期計画値		1	1	1			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	3	5	0	3	3	3
	第1期計画値		2	2	2			
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第1期計画値		0	0	1			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第1期計画値		0	0	5			

※実績は各年度3月末

(3) 保育所等訪問支援

- 過去に利用実績はありませんが、保育園等との併用での利用が見込まれるため、各年度の利用者数を2人とし、1人当たりの利用日数を3日として設定します。

(見込量:人日分) = (推計利用者数) × 3日

項 目		単 位	第1期			第2期		
			平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
保 育 所 等 訪 問 支 援	実績・見込み	実利用者数 (実人/月)	0	0	0	2	2	2
	第1期計画値		0	0	4			
	実績・見込み	延べ利用者数 (人日分/月)	0	0	0	6	6	6
	第1期計画値		0	0	5			

※実績は各年度3月末

— ●● 事業量の確保に向けた方策 ●● —

- 放課後等デイサービスについては、サービス提供事業所と連携を図り放課後の居場所づくりを推進し、必要なサービス提供量の確保に努めます。
- 児童発達支援については、発達障がいや発達の遅れが気になる子どもが増加傾向にあるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 医療型児童発達支援については、市内に事業所がないことから、サービス提供にあたっては広域的な調整によるサービス提供事業所の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援や、これまで利用実績のない保育所等訪問支援の提供にあたっては、関係機関との連絡調整を図り、必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

2 障害児相談支援

サービス概要

障害児相談支援は、障がい児が障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成や、利用状況の検証（モニタリング）を行います。

事業名	内容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

第1期のサービスの利用状況・第2期のサービス見込量の設定

- 第1期においては年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。
- 第2期においては、18歳到達による者への移行もあることから、各通所支援利用見込者数の計で見込みます。

項目	単位	第1期			第2期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害児相談支援	実績・見込み	84	113	129	135	146	149
	第1期計画値	76	85	85			

※実績、見込値（第2期）は、各年度のサービス利用者（年間実利用人数）

事業量の確保に向けた方策

- 引き続き、障がい児の適正なサービス利用のための、障害児支援利用計画が作成されるよう、必要な相談支援専門員数の確保に努めます。

3 障害児入所支援

障がい児の施設入所支援は県での支給決定となるため、相談があった際には県や児童相談所と連携して対応します。

第4部 計画の推進

第4部 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の目指す『地域のなかで自分らしい暮らしができるまちづくり』の実現に向けて、市民・地域との※¹協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により、計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 推進体制と計画の進行管理

各計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

(2) 点検及び評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。(PDCAサイクルの実施)

計画の推進にあたっては、成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況(活動指標)により点検・評価します。その結果に基づき、必要な対策を講じていくこととします。

◎ 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第6期障害福祉計画における成果目標の設定」及び「第2期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、サービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

※¹協働:P.46 参照

(3) 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、定期的に市広報等を通じて、広く市民に周知を図ります。

また、障がいのある人の必要なサービスの利用促進につながるよう、市ホームページやパンフレット等を通じて、サービス内容や事業所の所在、制度等についてわかりやすい周知に努め、利用しやすいサービス提供体制の構築に向けて、事業所や関係機関と連携して取り組みます。

2 計画の推進における連携

(1) 圏域での連携

県及び圏域内の町村とも連携を図りながら、障がい福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

(2) 庁内体制の強化

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

(3) 関係機関・ボランティア団体との連携

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

計画の推進にあたっては、企業、※NPO（民間非営利組織）やボランティアなどの組織・民間団体の協力関係や市民協働の要となる地域の関係者等と連携し、障がいのある人に対する取組を支援し、計画の円滑な推進を図ります。

※1 NPO（民間非営利組織）：P.50 参照

資料編

資料編

資料1 策定委員会

1 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例

平成18年7月1日条例第16号
改正 平成25年3月25日条例第10号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画の策定を円滑に行うため、むつ市障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、意見を述べるものとする。

(1) 障害福祉計画の策定に関する次のこと。

ア 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策に関すること。

イ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

ウ その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

(2) 障害者計画の策定に係る障害者の状況の調査及び施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 保健関係者

(2) 医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 学識経験を有する者

(5) その他市長が適当であると認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 委員名簿

(順不同・敬称略)

分野	構成団体・所属等	氏名	備考	
保健関係者	下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(むつ保健所) 健康増進課	金田 留美子		
医療関係者	一般社団法人 むつ下北医師会 医療法人章士会 三上医院	三上 史雄	会長	
	一般社団法人 青森県理学療法士会 むつ総合病院 リハビリテーション科	村木 尚子		
福祉関係者	公 機 関	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	石野 了	
		下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 (福祉調整課)	深堀 満	
		むつ市民生委員児童委員協議会	菊池 三千郎	
		公益社団法人 青森県社会福祉士会 相談支援事業所 となみ療護園	松橋 知紀	
	社 会 法 人	社会福祉法人 みちのく福祉会 障害者支援施設 陽幸園	白濱 るみ子	
		社会福祉法人 桜木会 障害福祉施設 ハートランドさくら	住吉 光司	
		社会福祉法人 明和会 障害者支援施設 となみ療護園	小川 真至	会長 職務代理者
	当 事 者 ・ 家 族 団 体	むつ市身体障害者福祉協会	佐藤 慶一	
		大畑町手をつなぐ親の会	船木 敏夫	
		むつろうあ協会	山本 洋子	
	指 定 管 理 者	障害児入所施設 はまゆり学園	澤谷 新一	
		特定非営利活動法人アックス工房	小林 信子	
	障 害 児 関 係 事 業 所	特定非営利活動法人 むつ下北子育てネットワークひろば	傳法 久昭	
		一般社団法人 ぽこ・あ・ぽこ	佐藤 はる	
学識経験者	むつ公共職業安定所	鈴木 彰		
	青森県立むつ養護学校	相畑 利行		

任期：2018(H30)年10月1日～2021(R3)年9月30日

一部人事異動等により残任期間での委嘱あり

資料2 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

◆愛護手帳（療育手帳）（P.10）

青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいによって、区分されます。

なお、愛護手帳（療育手帳）は、都道府県（政令指定都市）の独自の発行であるため、手帳の名称は統一されておらず、青森県では「愛護手帳」となっています。

か行

◆共生社会（P.2）

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のことを指します。

また、そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すものです。

◆協働（P.41）

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。一般的な概念ではありませんが、本計画では、市民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いています。

◆ケアマネジメント（P.27）

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことです。

◆高次脳機能障がい（P.2）

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指します。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず、誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会のなかで孤立してしまったり、社会復帰が困難な状況におかれることもあります。

さ行

◆市町村障害者計画 (P. 1)

障害者基本法第11条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆市町村障害児福祉計画 (P. 1)

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関して定める計画です。

◆市町村障害福祉計画 (P. 1)

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保や円滑な実施に関して定める計画です。

◆児童発達支援センター (P. 5)

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

◆手話通訳者 (P. 29)

音声言語・手話間、又は異なる手話間を変換して通訳する人のことをいいます。

◆障害者基本法 (P. 1)

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者総合支援法 (P. 1)

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。

◆身体障害者手帳 (P. 9)

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者保健福祉手帳 (P. 11)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度（P. 29）

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆生活の質（QOL）（P. 27）

障がい福祉における「生活の質」としては、日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動や社会参加等を含め、障がいのある人の社会生活の質的向上が必要であるという意味で用いられます。

た行

◆地域資源（P. 29）

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取組などをいいます。

◆地域自立支援協議会（P. 3）

障がいのある人の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織です。本市では、平成19年4月におつ市地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がいのある人一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図ります。

◆同性介助（P. 20）

女性の介護は女性が、男性は男性が介助することをいいます。

排泄介助などの際、同性の方が異性よりも介護する側もされる側も気を使わずにすむ、ということも理由の1つにあります。

◆特別支援学級（P. 28）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のこと。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年（2007）4月施行）」により、これまでの「特殊学級」が「特別支援学級」となりました。

◆特別支援学校（P. 28）

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校（もうがっこう）、旧・聾学校（ろうがっこう）、旧・養護学校（ようごがっこう）は、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

◆難病等 (P. 2)

難病法(難病の患者に対する医療等に関する法律)に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものです。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病といいます。

なお、難病等には、特定医療受給者や小児慢性特定疾病医療受給者を含みます。

◆日常生活自立支援事業 (P. 32)

判断能力の不十分な方々(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など)を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度です。

は行

◆発達障がい (P. 2)

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいいます。

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを発達障がいとして挙げています。

◆ピアサポート (P. 31)

同じ課題を抱える人同士が支え合いのことをいいます。例えば、同じ障がいを持っていたり、お互いに介護をしているなど、互いの経験を伝えあったり、分かち合うことも、ピアサポートの一つです。

◆ペアレントトレーナー・ペアレントトレーニング (P. 16・31)

障がいのある子どもを持つ保護者等が、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもとのより良い関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

なお、ペアレントトレーナーは、ペアレントトレーニングにおいて効果的な支援を行うインストラクターのことをいいます。

ま行

◆モニタリング (P. 27)

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ることをいいます。

や行

◆要約筆記者 (P. 29)

聴覚障がいのある人に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳する人のことをいいます。

ら行

◆レスパイト (P. 20)

介護から離れられずにいる家族を、一時的に、一定の期間、障がい児(者)の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

英数字

◆NPO (民間非営利組織) (P. 42)

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人のことです。

法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要となります。

むつ市
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画

令和3年3月 発行

発行者 むつ市福祉部障がい福祉課

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話：0175-22-1111

市ホームページ <http://www.city.mutsu.lg.jp/>